

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る追加要望調査及び公募要領

1 趣旨

米の消費量が減少し米の需給調整取組が拡大傾向にある中で、大豆・麦等の生産拡大を一層促進し、活力ある水田農業への転換を進めていくことが必要となっている。このため、大豆・麦等の生産に必要な農業機械の導入等への支援を行い、大豆・麦等の生産性向上や生産体制の強化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

大豆・麦等の生産性向上や生産体制の強化のために必要な農業機械のリース又は購入等に要する経費への助成支援を実施する。なお、具体的な支援内容等は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び「機械導入による生産性向上や生産体制強化の取組の明細（個票）（以下「取組個票」という。）」による。

3 手続き等について

(1) 事業の追加要望調査及び公募期間

平成25年12月13日（金）から平成25年12月26日（木）午後5時00分まで

(2) 提出書類等について

取組参加者又は、取組参加者と共同で申請する者がいる場合はその両者（以下、「共同申請者」という）は、取組計画書兼助成金申請書一式(①経営改善取組計画書兼助成金申請書、②（別添）取組計画書、③（別添）取組計画書別紙、④農業機械導入計画書)に原則以下のものを添付し提出するものとする。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る必要書類について（○を記載したものは提出が必要です。）

必要書類等	ハード事業		日付	備考	
	購入	リース			
<申請時>					
1	取組計画書兼助成金申請書一式（①、②、③、④）	○	○	※1	※1 日付は別途お示しします
2	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の応募申請に係る提出書類及び確認表	○	○		
3	事前見積もり（3社以上）	○	○	申請前	農業者名宛 （平成25年12月26日以降）
4	導入機械の能力・性能等がわかる書類（カタログの仕様書の写し等）	○	○		単純更新でないことの確認 確認を容易にするため該当箇所 の明記をお願いします。
5	規模決定根拠	○	○		乾燥機のみ
6	固定資産台帳等	○	○		現有機械（馬力）がわかるもの
7	機械管理規定又は利用規定	○	○		法人・組織の場合
8	組織規約、構成員名簿等	○	△		法人・組織の場合
9	指定する口座番号がわかる書類（通帳の写し等）	○	○		申請書記載のもの

10	次の内容を記載した総会・役員会等の議事録					
内容	①	事業実施内容の決定	○	○		必要性を明記する事
	②	見積もり依頼業者 (3社以上)	○	○		
	③	【購入の場合】 補助残の負担方法	○	—		自己資金 or 融資
<請求時> 入札～請求						
12	取組報告書兼支払請求書 (別紙様式第4号)		○	○	※2	※2 追加要望調査分は別途お示しします
13	見積書<3社以上> ※事前見積もりとは別に必要		○	○	南砺市 農業再生協議会 の承認日以降	入札時は「入札願末書」作成
14	契約書 (対 販売業者)		○	△ (注文請書)		
15	納品書 (対 販売業者)		○	—		
16	請求書 (対 販売業者)		○	—		
17	領収書 (対 販売業者)		○	—		
18	導入した機械等、実績の証拠写真		○	○		
19	導入した機械のカタログ		○	○		
20	【購入】	財産管理台帳	○			
21	【リース】	リース契約書 (農業者⇔リース業者)		○	協議会承認日以降	物件価格が記載されていること
22		納品書 (借受証)		○		

(3) 提出期限等

ア 提出期限 平成25年12月26日(木)午後5時00分まで

イ 申請書等の提出場所 南砺市農業再生協議会事務局

(南砺市役所城端庁舎産業経済部農政課農政係あて 富山県南砺市城端1046番地)

4 事業実施計画の審査について

(1) 審査方法

協議会は、提出された申請書等について取組要件の確認審査を行うとともに、取組個票の「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の記載に基づき承認決定を行うものとします。

※なお、今回の要望に対し全て承認出来るものではありませんので配慮願います。

(2) 承認の通知等

協議会は、承認した申請者に対し承認後速やかに承認の通知を行うとともに、対象外となった申請者に対しては、その旨通知する。

5 その他

追加要望調査及び公募要領に記載のない事項等については、実施要領、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書(以下「業務方法書」という)等の関係規定によるものとする。

6 承認後の取組参加者又は共同申請者(以下「取組参加者等」という)の責務等

承認決定を受けた取組参加者等は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たっては、以下の条件を守って頂く必要があります。

(1) 事業の推進

取組参加者等は、実施要領、取組個票等を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 助成金の経理管理等

取組参加者等は、交付を受けた助成金の管理にあたっては、業務方法書等に基づき適正に執行する必要があるとともに、他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要がある。

(3) 財産の管理等

取組参加者等は本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても事業の目的に従い、適切な利用と管理を行わなければならない。

(4) その他

その他、協議会の定めるところにより義務が課されることがある。